

令和6年度前期選抜入学者募集要項

福島県立喜多方桐桜高等学校

〒966-0914 福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4344 番地の 5
 TEL 0241-22-1230(代)
 FAX 0241-22-9852

1 対象学科と募集定員

(1) 特色選抜

課 程	大学科	小学科	募集定員	特色選抜者募集定員	備考
全日制	工業科	機 械 科	40 名	募集定員の 20%程度とする。	通学区域は、県下一円とする。
		電 気 ・ 電 子 科	40 名	募集定員の 20%程度とする。	
		建 設 科	40 名	募集定員の 20%程度とする。	
	商業科	経営マネジメント科	40 名	募集定員の 20%程度とする。	

(2) 一般選抜

課 程	大学科	小学科	募集定員	一般選抜者募集定員	備考
全日制	工業科	機 械 科	40 名	各小学科とも、募集定員から、本校校長が特色選抜において合格と判定した者の数を除いた数とする。	通学区域は、県下一円とする。
		電 気 ・ 電 子 科	40 名		
		建 設 科	40 名		
	商業科	経営マネジメント科	40 名		

2 出願資格

中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）、又は中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

- (1) 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、1 学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願において、工業科を志願する者については、当該学科に属する小学科において第二志望までの併願を認める。

5 出願期間

令和6年2月5日(月)から2月8日(木)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694 円切手を貼付した返信用封筒（長形3号、志願者の住所・氏名を記入したもの）を同封の上、令和6年2月8日(木)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
- ② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。所定の様式）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- ③ 特色選抜志願理由書（本校ホームページよりダウンロードし、A4版1枚に印刷した用紙を用いたもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

- ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、出願資格の「中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の中で文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 中学校校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は提出者に対して、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（所定の様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」

など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を併せて提出する。

- ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

- (1) 出願書類の受付完了後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願先変更期間最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 本校内で出願先及び出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願（所定の様式）を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（所定の様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）及び本校の特色に応じた選抜方法（以下「特色検査」という。）の結果を併せて資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

志願してほしい生徒像

本校は、「士魂商才・勤労誠実」の校訓の下、新しい時代を担うスペシャリストの養成を目指し、主体的に進路実現ができる人材の育成を目標として、工業及び商業の専門教育を行っている。よって、自ら具体的な目標を設定し、達成に向けて挑戦しようとする次のような生徒を求める。

- ① 中学校での学業成績が優秀で、本校入学後も学習や各種資格取得に意欲的に取り組む者。
- ② 中学校時代に校内外で運動又は文化活動を積極的に行い、本校入学後は3年間継続して同一の部活動に意欲的に取り組む者。
- ③ 中学校での出席状況が良好で、工業（機械、電気、電子、建設）や商業（ビジネス、コンピュータ）の分野に興味・関心があり、ものづくりや実習等を通して専門的知識や技術を身に付け、その分野での就職や進学を目指す者。

学力検査

- ① 志願者全員に学力検査を課す。
- ② 学力検査は5教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））とする。
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
各教科の満点を50点とし傾斜配点は実施しない。
検査時間はそれぞれ50分とする。
- ③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和6年3月5日(火)

イ 受付時間 午前8時10分～午前8時25分

ウ 受付場所 福島県立喜多方桐桜高等学校

エ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

特色選抜志願理由書

特色選抜理由書の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

調査書

「各教科の学習の記録」は、135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は110点満点として、合計245点満点とする。

特色面接

個人面接を行う。

面接では、本校での学ぶ意欲や、質問に対する自分の考えや意見をまとめる力をみる。

面接については点数化し、55点満点とする。

特色検査

中学校の授業や課外活動などの学校生活から、自らテーマを設定し、プレゼンテーションを行う。

特色検査については点数化し、30点満点とする。

プレゼンテーションテーマの例

- 「学習活動に関すること」
興味関心のある教科の学習活動等で得た具体的な成果
- 「特別活動に関すること」
部活動や委員会活動、生徒会活動、校外における社会奉仕活動、地域のクラブ活動等の体験活動等で得た具体的な成果

○「ボランティア活動に関すること」

恒常的に行ったボランティア活動、災害ボランティア活動等で得た具体的な成果

※ この例に限らず、テーマを設定しても構わない。

プレゼンテーションの実施

① **制限時間は3分以内**とする。

ア 制限時間を超過したときは、その時点で終了とする。

イ ストップウォッチ等を用いて、時間を計測することはできない。

② **準備物**

スケッチブック

ア スケッチブックのサイズは、F 6（407mm×320mm）とし、複数ページを使用しても構わない。

イ プレゼンテーションに使う資料や図、写真、模型、作品等は、上記のスケッチブックに貼り付けること。

※ ただし、模型を持参する場合は、生徒用机に上げられる程度の大きさまでとする。（大きな模型は、写真にしてスケッチブックに貼り付けること。）また、模型を動かすことはできない。

③ **発表方法について**

ア スケッチブックを持って発表する。

イ 発表原稿は検査室に持ち込んでもよい。

※ ただし、スケッチブックや発表原稿をそのまま読み上げないようにすること。

特色面接及び特色検査の日時

特色面接は、特色検査が終了後、そのまま同じ検査室で行う。

ア **日 時** 令和6年3月6日(水)

イ **受付時間** 午前 8 時 10 分～午前 8 時 25 分

ウ **受付場所** 福島県立喜多方桐桜高等学校

エ **開始時刻** 12 時 30 分～（予定）

9:00

12:30（予定）

(一般選抜) 一般面接	休	(特色選抜) 特色検査・特色面接
----------------	---	---------------------

特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、特色選抜の特色面接及び特色検査と、一般選抜の一般面接を受験することとなります。志願者数が確定次第、予定時間及び昼食必要の有無について、令和6年2月21日（水）までに中学校長へ連絡します。中学校卒業生及び卒業見込以外の者については、個別に連絡します。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。

可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

障がい等の有無については、特に就学不能と認められる者を除いては、不利益等を生じる資料としない。

志願者から自己申告書の提出があった場合には、これを選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

学力検査

① 志願者全員に学力検査を課す。

② 学力検査は5教科（国語・社会・数学・理科・外国語(英語)）とする。

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

各教科の満点を50点とし傾斜配点は実施しない。また、一般選抜における志願者の自己申告による傾斜配点についても実施しない。

検査時間はそれぞれ50分とする。

③ 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和6年3月5日(火)

イ 受付時間 午前8時10分～午前8時25分

ウ 受付場所 福島県立喜多方桐桜高等学校

エ 日 程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

調査書

「各教科の学習の記録」は、195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

一般面接

集団面接を実施する。

面接の内容については、志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

面接については、段階評価とする。

ア 日 時 令和6年3月6日(水)

イ 受付時間 午前8時10分～午前8時25分

ウ 受付場所 福島県立喜多方桐桜高等学校

エ 開始時刻 午前9時～

特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者は、特色選抜の特色面接及び特色検査と、一般選抜の一般面接を受験することとなります。志願者数が確定次第、予定時間及び昼食必要の有無について、令和6年2月21日(水)までに中学校長へ連絡します。中学校卒業者及び卒業見込以外の者については、個別に連絡します。

13 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、受験票を確認の上、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

14 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験生と併せて判定する。

(1) 追検査等の対象となる志願者

- ① インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者
 - ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
- なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願(所定の様式)を令和6年3月7日(木)午後4時までに在学(出身)中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

- (4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

なお、詳細は、在学（出身）中学校長に連絡する。

- ① 日 時 令和6年3月11日(月)
② 受付時間 午前8時10分～午前8時25分
③ 受付場所 福島県立喜多方桐桜高等学校
④ 日 程

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

15:05 15:25 15:35 15:55

一般 面接	休	特色検査 特色面接
----------	---	--------------

なお、実施する順序は、学力検査の後に、一般面接、特色検査・特色面接とする。

また、特色面接は、特色検査終了後、そのまま同じ検査室で行う。

- ⑤ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
⑥ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
- (5) その他
インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

15 注意事項

- (1) 学力検査

令和6年3月5日（火）実施

- ① 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。
ただし、下敷や分度器（分度器機能を有する定規を含む）、三角比や英単語が明示されている文房具等、解答の際に参照できるようなものは使用できない。
② **携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は試験会場に持ち込まないこと。**
③ 試験会場には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

- (2) 特色面接・特色検査

令和6年3月6日（水）実施

- ① 受験票、上ばき、筆記用具、**特色検査に関する資料**を持参すること。
② **携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は試験会場に持ち込まないこと。**

- (3) 一般面接

令和6年3月6日（水）実施

- ① 受験票、上ばき、筆記用具を持参すること。
② **携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は試験会場に持ち込まないこと。**

- (4) 追検査等

令和6年3月11日（月）実施

- ① 受験票、**追検査等受験許可証**、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参すること。**ただし、下敷や分度器（分度器機能を有する定規を含む）、三角比や英単語が明示されている文房具等、解答の際に参照できるようなものは使用できない。**また、**特色面接・特色検査を受験する者は、特色検査に関する資料を持参すること。**
② **携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は試験会場に持ち込まないこと。**
③ 試験会場には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

16 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（所定の様式）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、上記「14 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判断を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、新たに出願書類を提出する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

17 障がい等のある志願者に対する配慮

(1) 中学校卒業生及び卒業見込の者

① 原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（所定の様式）を本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（所定の様式）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して中学校長を通して志願者に通知する。

(2) 上記(1)以外の者

① 原則として年内に、志願者は、「受験上の配慮申請書」（所定の様式）を本校校長に提出する。本校校長が必要と判断した場合には診断書等を提出する。

② 本校校長は、願書受付後に、「受験上の配慮に関する通知書」により、受験上の配慮に関して志願者に通知する。

18 入学検定料の免除

「福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則」により、激甚災害（当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。）により著しく損害を受けた場合は、入学検定料の免除を受けることができる。

※ 本要項に記載されていない事項については、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。